

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう意見書の  
提出を求めることについての陳情

1 陳情理由

今年4月、沖縄戦の激戦地となった糸満市で収集された戦没者の遺骨が、DNA鑑定により身元が特定され、遺族の元に返されました。沖縄戦戦没者の遺骨がDNA鑑定により身元特定に至ったのは6人目とのことでした。

この糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争の悲惨さや命の貴さを認識し、戦没者の霊を慰めるため、自然公園法に基づき、戦跡としては日本で唯一の沖縄戦跡国定公園として指定されています。この地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた住民や命を落とした兵士の遺骨が今も多く残されており、戦後76年が経過した今日でも遺骨収集が行われています。

昨年4月、国は、この沖縄戦跡国定公園を含む南部地域の山野の土砂を採取して埋立てに使用する計画を発表しました。この地域で40年前からボランティアとして遺骨収集を続けている具志堅隆松さんは、「戦没者の遺骨が混じる土砂を埋立てに使用するなどということは、戦没者や遺族への冒瀆であり、人道上に許されない」と訴えています。

2016年3月、超党派の議員立法で「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が制定され、国には戦没者の遺骨収集を行う責務があります。厚生労働省がDNA鑑定を始めたのは2015年からです。この鑑定によって遺族の元に帰れる可能性は格段に高くなっています。

具志堅隆松さんはまた、「私たちが過去に学ぶのは、未来のためです。未来の子どもたちのためにも、戦没者の尊厳を踏みにじってはいけません」と言われました。同感です。

台東区も戦争被害の大きかった街です。人道上の問題として、子どもたちに胸を張れる意見をまとめていただきたく陳情を提出させていただきます。

2 陳情事項

議会において、以下を内容とする意見書を採択し、関係機関に提出してください。

- (1) 沖縄戦の戦没者の遺骨等を含む可能性のある土砂を埋立てに使用しないこと。
- (2) 日本で唯一、住民を巻き込んだ地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、国が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

令和3年8月31日

台東区議会議長

水 島 道 徳 殿